

国立大学法人東京外国語大学ハラスメント相談室規程

〔平成 21 年 3 月 31 日
規 則 第 38 号〕

改正 平成 27 年 3 月 24 日規則第 17 号 令和 5 年 3 月 16 日規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 本規程は、国立大学法人東京外国語大学ハラスメント防止のための指針（以下「指針」という。）第 3 項第 3 号及び第 6 項第 3 号に基づき、国立大学法人東京外国語大学ハラスメント相談室（以下「相談室」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

2 本規程で使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、指針の定義に従う。

(組織)

第 2 条 相談室は、次の各号に掲げる相談員をもって構成する。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 大学院総合国際学研究院長の推薦する教員 | 6 名 |
| (2) 大学院国際日本学研究院長の推薦する教員 | 2 名 |
| (3) アジア・アフリカ言語文化研究所長の推薦する教員 | 2 名 |
| (4) 事務局長の推薦する事務職員 | 2 名 |
| (5) 専門性を有するカウンセラー | 1 名 |

2 学長は、相談員を委嘱するに際して、ジェンダー・バランスに配慮する。

3 相談員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合、後任の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 相談員は、相談者の所属に関係なく、相談に応じるものとする。

(相談室長)

第 3 条 相談室に相談室長を置く。相談室長は相談員の互選により選出する。

2 相談室長は、定例及び臨時の相談室会議を開き、相談室の活動について協議し、その内容を国立大学法人東京外国語大学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）に報告する。

(任務)

第 4 条 相談室は、ハラスメント及びハラスメントに起因する問題に関する相談窓口として、次の各号に掲げる任務を遂行する。

- (1) ハラスメントに関する相談
- (2) ハラスメントの解決のための手続きに関する相談及び要望の確認
- (3) 防止委員会への申立ての仲介
- (4) 防止委員会への相談内容の報告、必要と判断した場合、防止委員会への緊急措置の提案
- (5) ハラスメントに関する学内外の相談窓口・機関等との連絡・連携
- (6) その他、ハラスメント相談に関すること

2 相談室は、相談窓口となるほか、防止委員会の行うハラスメント防止のための啓発・

研修・教育活動に協力する。

(相談者への対応)

第5条 相談員は、相談者の主張に真摯に耳を傾け、相談者の立場に立って忍耐強く丁寧に話を聞くよう努める。

2 相談員は、事案の内容及びその重要性、相談者の心身の状態に鑑み、相談者の要望及び必要な措置についての的確に判断する。

3 相談員は、相談者に対して問題解決の方法・手続きについて十分な情報提供・説明を行う。その際、特定の問題解決方法を強要してはならない。なお、相談員は、付き添いを認めるなど、相談者が安心して相談できるよう配慮する。

(相談員の責務)

第6条 相談員は、相談員として知り得た情報(個人情報を含む)について、任期中・任期後を問わず、秘密として厳守しなければならない。

2 相談員は、その職務に際して、個人の人格の尊重を旨とし、相談者及び関係者の名誉を守らなければならない。

(雑則)

第7条 本規程に定めるもののほか、相談室の運営及び相談員の役割、留意事項等に関して必要な事項は、防止委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等人権侵害に関わるハラスメント相談室規程(平成19年規則第44号)は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月16日から施行する。